

利用者のために

利用者のために

1 統計の目的

漁業産出額は、漁業生産活動の実態を金額で推計し、水産行政の企画やその実行のフォローアップに資するための資料を整備することを目的としている。

2 推計期間

本統計の推計期間は、平成28年1月から同年12月までの1年間である。

3 推計方法

(1) 海面漁業・養殖業産出額

海面漁業生産統計調査結果から得られる都道府県別魚種別生産量に水産庁「産地水産物流通調査」、主要産地の市場、関係団体等から得られる都道府県別魚種別価格を乗じて推計した。

なお、捕鯨業（くじら類）については全国推計のみ反映した。

(2) 内水面漁業・養殖業産出額

ア 内水面漁業産出額

(ア) 漁業センサス実施年

内水面漁業生産統計調査の全国の魚種別生産量に魚種別全国平均価格を乗じて推計した。

(イ) 漁業センサス実施年以外の年

直近の漁業センサス実施年の内水面漁業生産統計調査より得られる河川・湖沼に占める主要河川・湖沼の魚種別漁獲量の割合の逆数を主要河川・湖沼の魚種別漁獲量に乗じて都道府県別魚種別総漁獲量を推計し、これに魚種別全国平均価格を乗じて推計した。

イ 内水面養殖業産出額

内水面漁業生産統計調査で把握しているのは、ます類、あゆ、こい及びうなぎ（以下「調査対象養殖魚種」という。）の収獲量に限られていることから、①調査対象養殖魚種の産出額は、内水面漁業生産統計調査から得られる魚種別収獲量に魚種別全国平均価格を乗じて推計、②調査対象養殖魚種以外の産出額については、漁業センサス（食用を主とする全ての経営体）を用いて内水面養殖業経営体の販売金額に占める調査対象養殖魚種を養殖する内水面養殖業経営体の販売金額の割合の逆数に①の産出額を乗じて推計した。

なお、②については、次式により推計した。

$$I = \frac{B}{A} \times a$$

- I : 調査対象養殖魚種以外の魚種を含む全ての産出額（当該年）
 A : 調査対象養殖魚種の販売金額（漁業センサス結果）
 B : 調査対象養殖魚種以外の魚種を含む全ての販売金額（漁業センサス結果）
 a : 調査対象養殖魚種の産出額（当該年）

- (3) 生産漁業所得は、(1)及び(2)により推計したそれぞれの産出額に漁業経営調査又は産業連関構造調査（内水面養殖業投入調査）から得られる所得率を乗じて推計した。
 なお、所得率は漁業経営調査の調査種類別に次式のとおり算出した。

$$\text{所得率} = \frac{\text{漁業収入（経常補助金を含む。）}^{(注)} - \text{物的経費}}{\text{漁業収入（経常補助金を含む。）}}$$

(注) : 物的経費には、減価償却費、間接税を含む。

また、推計に用いた所得率は次のとおりである。

- ・ 海面漁業及び海面養殖業は、直近の漁業経営調査の経営体階層（漁船漁業、小型定置網漁業、各養殖業）別調査結果から算出した全国の所得率
- ・ 内水面漁業は、漁業経営調査の海面漁業のうち漁船規模3トン未満の調査結果から算出した全国の所得率
- ・ 内水面養殖業は、産業連関構造調査（内水面養殖業投入調査）から算出した全国の所得率

(4) （参考）種苗

種苗は、最終生産物となる水産物の生産のために再び投入される水産物（中間生産物）であり、他の都道府県に販売されたものは当該都道府県の最終生産物に計上するが、漁業産出額では、全ての種苗が自都道府県内に投入されるものとみなし、全国及び都道府県別のいずれにも種苗の「産出額」は計上しないこととし、参考値として種苗の生産額を掲載した。

なお、海面養殖業により生産される種苗の生産額は、海面養殖業産出額の推計と同様、都道府県別の魚種別種苗生産量に主要産地の市場、関係団体等から得られる都道府県別の養殖魚種別種苗価格を乗じて推計した。

また、内水面養殖業により生産された種苗の生産額は、ます類、あゆ及びこい（以下「種苗推計魚種」という。）のそれぞれについて、漁業センサスから得られる種苗推計魚種別の食用と種苗用の販売金額の割合を、(2)のイの①により推計した種苗推計魚種別の産出額に乗じて推計し、その推計した生産額を合計した。

$$S = \frac{D}{C} \times c$$

- S : 種苗の産出額（当該年）
 C : 調査対象養殖魚種の食用の販売金額（漁業センサス結果）
 D : 調査対象養殖魚種の種苗用の販売金額（漁業センサス結果）
 c : 調査対象養殖魚種の産出額（当該年）

4 用語の解説

- (1) 漁業産出額とは、海面漁業、海面養殖業、内水面漁業及び内水面養殖業の産出額を合計したものをいう。
- (2) 海面漁業とは、海面において水産動植物を採捕する事業をいう。
- (3) 海面養殖業とは、海面又は陸上に設けられた施設において、海水を使用して水産動植物を集約的に育成し、収獲する事業をいう。
- (4) 内水面漁業とは、公共の河川・湖沼において水産動植物を採捕する事業をいう。
- (5) 内水面養殖業とは、一定区画の河川・湖沼又は陸上において、淡水を使用して水産動植物（種苗を含む。）を集約的に育成し、収獲する事業をいう。

5 推計の対象範囲

区分	魚 種 名
海面漁業	まぐろ類、かじき類、かつお類、さめ類、さけ・ます類、このしろ、にしん、いわし類、あじ類、さば類、さんま、ぶり類、ひらめ・かれい類、たら類、ほっけ、きちじ、はたはた、にぎす類、あなご類、たちうお、たい類、いさき、さわら類、すずき類、いかなご、あまだい類、ふぐ類、その他の魚類、えび類、かに類、おきあみ類、貝類、いか類、たこ類、うに類、海産ほ乳類、その他の水産動物類、海藻類、捕鯨業（くじら）等
海面養殖業	ぎんざけ、ぶり類、まあじ、しまあじ、まだい、ひらめ、ふぐ類、くろまぐろ、その他の魚類、貝類、くるまえび、ほや類、その他の水産動物類、海藻類、真珠等
内水面漁業	さけ類・ます類、わかさぎ、あゆ、しらうお、こい、ふな、うぐい・おいかわ、うなぎ、はぜ類、その他の魚類、貝類、その他の水産動植物類
内水面養殖業	ます類、あゆ、こい、うなぎ、その他
(参考) 種苗	(海面養殖業) ぶり類、まだい、ひらめ、真珠母貝、ほたてがい、かき類、くるまえび、わかめ類、のり類
	(内水面養殖業) 種苗計

6 利用上の注意

- (1) 統計数値については、単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
- (2) 表中に用いた記号は次のとおりである。
 - 「0」： 単位に満たないもの（例：0.4億円→ 0億円）
 - 「0.0」： 増減のないもの
 - 「－」： 事実のないもの
 - 「…」： 事実不詳又は調査を欠くもの
 - 「x」： 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの
 - 「△」： 負数又は減少したもの

(3) 秘匿方法について

統計結果について、推計に用いた一次統計において秘匿措置がされているもの又は情報収集先から秘匿要請があったものには「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

(4) 本統計の累年データについては、農林水産省ホームページの「統計情報」の分野別分類「水産業」の「漁業産出額」に掲載している。

https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyogyou_seigaku/#r

(5) 平成29年漁業産出額の公表から、中間生産物である「種苗」を漁業産出額から除外し、種苗生産額として参考表章することとした。

これに伴い、平成15～28年の漁業産出額及び生産漁業所得について、令和元年10月に遡及して推計したので注意されたい。

(6) 本統計は加工統計であり、推計元となる基礎データに訂正等が生じた場合は、遡及して推計し公表している。

なお、遡及等による更新情報については、農林水産省ホームページの「統計情報」の分野別分類「水産業」の「漁業産出額」に掲載している。

https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyogyou_seigaku/#s

7 お問い合わせ先

農林水産省大臣官房統計部 経営・構造統計課 分析班
電話：（代表）03-3502-8111 内線3635
（直通）03-6744-2042
FAX：03-5511-8772

(参考)

漁業の実態を地域別に明らかにするとともに、地域間の比較を容易にするため、海況、気象等の自然条件、水産資源の状況等を勘案して定めた区分（水域区分ではなく地域区分）をいう。

